

建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合）	
項目	街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの
条文	法第 53 条第 3 項第 2 号
<p>法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により区長が指定する敷地は、その周辺の 3 分の 1 以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するものに接し、かつ、次に掲げる敷地のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 2 つの道路（法第 42 条第 2 項の規定による道路で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）が隅角 120 度未満で交わる角敷地</p> <p>(2) 幅員が、それぞれ 8 メートル以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が 35 メートルを超えないもの</p> <p>(3) 公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前 2 号に掲げる敷地に準ずるもの</p> <p>※上記の公園、広場、川その他これらに類するものは幅員が 4 メートル以上のものとする。</p> <p>※別図を参照のこと</p>	
関連通達・資料	大田区建築基準法施行規則第 45 条